

産業建設常任委員会記録

令和3年12月10日

【開催日】 令和3年12月10日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後3時

【出席委員】

委員長	藤岡修美	副委員長	中岡英二
委員	恒松恵子	委員	中島好人
委員	中村博行	委員	森山喜久
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

経済部長	河口修司	経済部次長兼農林水産課長	川崎信宏
農林水産課参与	多田敏明	農林水産課技監	山崎誠司
農林水産課耕地係長	本多享平		
建設部長	河田誠	土木課長	泉本憲之
土木課課長補佐兼河川港湾係長	大和毅司	土木課道路整備係長	三塩泰史

【事務局出席者】

事務局次長	島津克則	庶務調査係書記	岡田靖仁
-------	------	---------	------

【審査内容】

- 1 請願第1号 野田自治会内寝太郎用水路擁壁の嵩上げに関する請願書について
- 2 用水路（通称大河川）川床の原状回復及び浸食防止対策に関する陳情書について

午後1時30分 開会

藤岡修美委員長 ただいまから産業建設常任会を開催いたします。まず審査番号1番、請願第1号野田自治会内寝太郎用水路擁壁の嵩上げに関する請

願書について審査します。先日、委員会が現地を調査して、請願者及び紹介議員から説明を受けました。それを踏まえて、本日は執行部から聞き取りをしたいと思います。まず、今回の請願に至るまでの経緯について、執行部から説明を受けたいと思います。

川崎経済部次長兼農林水産課長 令和元年頃に厚狭寝太郎地域環境保全会から寝太郎用水路の^{しゅんせつ}浚渫の件で現地での立会いをしております。そのときに「水路下流側ののり面の維持管理が困難であるため、何か事業はないか」と相談されましたので、小規模土地改良事業と多面的機能支払交付金事業を御説明しました。その結果、それ以降の水路の^{しゅんせつ}浚渫は多面的機能支払交付金事業で取り組まれました。請願の件については、令和3年6月25日、同28日に地元の方と寝太郎用水路について現地で立会いをしております。そのときに寝太郎用水路の^{しゅんせつ}浚渫とかさ上げについて何か事業がないかと相談がありました。そのときにも令和元年の説明と同様に、小規模土地改良事業と多面的機能支払交付金事業を御説明しました。その後、地元でその事業に取り組まれるかどうかを協議されたと思っております。今回の請願書にある寝太郎用水路のかさ上げについて申します。寝太郎用水路は、農業用施設として厚狭寝太郎^{せき}堰土地改良区が維持管理を行っております。そして、国、県の事業である土地改良事業には受益者負担が発生します。また、用水路ののり面の維持管理について、法定外公共物は日常的に利用される方が維持管理を行うことになっております。様々な理由により草刈り等が実施できない場合にはコンクリート等ののり面を保護するなどの対策が有効であることを御説明し、そのための事業として小規模土地改良事業と多面的機能支払交付金事業があることを御説明しました。その後は地元で協議されることとなります。この度の請願は、国、県に地元の負担がない事業はないかというお尋ねでしたので、地元の要望を聞きながら国や県に確認してみたいと思います。しかし、先ほど申しましたが、土地改良事業には受益者負担、つまり地元の負担が発生します。

藤岡修美委員長 執行部から今までの経緯と地元の要望をかなえるための事業として小規模土地改良事業等の説明がありました。これについて質疑を求めます。

森山喜久委員 確認ですが、寝太郎保全会と地元の自治会と厚狭寝太郎^{せき}堰土地改良区は同じものかを教えてください。

本多農林水産課耕地係長 土地改良区と保全会とは別の組織です。しかし、どちらにも所属している構成員もいます。

森山喜久委員 土地改良区や保全会全体の話ではなく、寝太郎保全会と地元の自治会と厚狭寝太郎^{せき}堰土地改良区については、異なる人たちで構成されている別の組織だという認識でいいですか。

本多農林水産課耕地係長 そのとおりです。

森山喜久委員 令和元年度に寝太郎保全会から相談があつて、小規模土地改良事業と多面的機能支払交付金事業関係を説明して、結果的に多面的機能支払交付金事業を行ったということですね。

本多農林水産課耕地係長 そのとおりです。

森山喜久委員 このときの多面的機能支払交付金事業の実施主体は寝太郎保全会ですか。

本多農林水産課耕地係長 そのとおりです。

森山喜久委員 このときに地元はどのくらい負担したのか、寝太郎保全会はどれぐらいの割合を負担したのか、分かりますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 地元負担はありません。説明に不足があったかもしれませんので、補足します。令和元年頃に厚狭寝太郎地域環境保全会から相談がありました。小規模多土地改良事業は地元の水利組合、自治会等が取り組める事業です。多面的機能支払交付金事業は保全会が取り組む事業です。そのため、保全会から話があり、その二つの事業を御説明したところ、保全会は多面的機能支払交付金事業で水路の浚渫しゅんせつを行われたということです。

矢田松夫委員 要は市に責任があるのかどうかが一番大事だと思うんです。こういった請願が出た場合、市に直接関係がありますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 農林水産課の所管事業の中に農業の振興と農業施設の維持管理があります。先ほど申しました水路は厚狭寝太郎堰土せき地改良区が維持管理しておられますので、農林水産課所管の地元が取り組める事業として小規模土地改良事業と多面的機能支払交付金事業を御説明しました。ほかの地域からこういった請願等があった場合にも、取り組める事業を御説明しておりますが、地元負担がない事業はありません。先ほど申しましたように、国、県の事業である土地改良事業にも地元負担が発生します。

矢田松夫委員 市に責任があるという認識で質問します。先ほどからずっと説明、回答されているのは、浚渫しゅんせつ、つまりヘドロや石の除去についてです。これは令和元年に行ったそうですが、今回の願意は浚渫しゅんせつではなく、かさ上げをしてほしいということです。浚渫しゅんせつについては分かりました。かさ上げについて市にどれほどの責任があるかをお聞きします。

川崎経済部次長兼農林水産課長 浚渫しゅんせつは過去に取り組みされた事業の事例として紹介しました。今回は水路のかさ上げとのり面の維持管理の二つが請願の内容であると認識をしております。水路のかさ上げについては、農業用水路という観点からは特に支障がないと思っています。確認するた

めには断面調査などが必要ですが、今のところ農業用水路としての機能は十分に果たせていると思っております。

矢田松夫委員 今回の回答は、現状でかさ上げは必要ない、今のままで事足りるということですね。かさ上げしなくても、この水路は成り立っているから、住民に被害があろうと水路そのものはいいんだという回答だと認識していいんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 住民の方が被害を受けてもいいということではありません。農業用施設という観点から、農業用水路としての機能は十分果たしているということです。大雨が降ったときに越水するという請願の内容からすると、農林水産課所管の事業からの手法としては農業施設の維持管理という点から小規模土地改良事業と多面的機能支払交付金事業があることを御説明しています。小規模土地改良事業は地元の負担があります。多面的機能支払交付金事業は地元の負担がないですが、保全会の事業なので、保全会と十分に協議され、計画を立てて、年次的に行う必要があると思っております。

矢田松夫委員 もう一度言います。今回の請願の内容は、「とにかくかさ上げしてほしい」です。これができるのか、できないのか。小規模土地改良事業と多面的機能支払交付金事業であればできるのか。それとも、水路としての用は達しているんだから、関係ないと言うのか、どちらですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 繰り返しになりますが、請願のかさ上げは小規模土地改良事業と多面的機能支払交付金事業で実施可能と思っております。

矢田松夫委員 私たちが審査した後はこの二つの対応内容で進んでいくということでもいいんですね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 請願の内容である水路のかさ上げについては、先ほどから申し上げている事業で取り組むことが可能だと思っておりますので、そのように御説明しております。あとは地元が取り組まれるかどうかです。もう一つは、国や県の事業で地元負担がない事業があるのかということですが、それについては地元ともよく協議し、国や県に確認していきたいと思っておりますが、地元負担がないという事業はありませんので、その辺については引き続き地元と協議していきたいと思っております。

中島好人委員 小規模土木は地元負担が3割ありますので、誰でも地元負担がない多面的機能支払交付金事業を選びます。その事業では保全会との話し合いが必要だということですが、その辺りを説明してください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 小規模土地改良事業は地元負担があります。事業量によっては年次的に、複数年で行うことが考えられます。多面的機能支払交付金事業は、国が2分の1、県と市が残りの4分の1ずつを支出する事業で、地元の負担はないです。これは農地の面積によって保全会に交付されます。限られた財源の中で、保全会が施設の維持管理を計画的に行う事業ですので、請願のかさ上げが計画の中に盛り込まれていたらいいんですが、計画の中には入っていないと聞いております。ほかの計画とどのように調整し、どのように計画を変更しながら行うかについては、地元と地元保全会との話し合いによって決められますが、そこに市が介入することはできないので、地元で話し合いを進めていただきたいと思っております。

矢田松夫委員 土木課に聞きますが、小規模土木事業でかさ上げた事例はありますか。

泉本土木課長 小規模土木事業は、農業用水路ではなく、都市部の生活排水路などのいわゆる排水路を整備したいというときに使っていただいております。

ます。これについても7割しか補助されませんので、3割の地元負担があります。

矢田松夫委員 農業用水路の保全、修繕に小規模土木事業を使ったという例はなかったということですか。

泉本土木課長 私が知る限りでは、そういった事例はありません。

矢田松夫委員 地元負担がない多面的機能支払交付金事業を行うとなると、野田自治会と寝太郎保全会で協議することになります。しかし、なぜ野田自治会は今回の請願を出したのでしょうか。自治会には、この寝太郎用水路を使っている農業関係者がおられると思うんです。自治会内に保全会の方もおられるし、そういう実情を知っておると思うんです。現に令和元年頃^{しゅんせつ}浚渫されているんです。請願の中に書いていますが、いろいろな水害が突然起こって、堆積した土砂があると。毎年^{しゅんせつ}浚渫してもらえたらかさ上げをするほどでもないが、下に泥がたまるから、水もたまって、越流して、住宅やら畑に水が来る、毎年^{しゅんせつ}は浚渫できなかつたので、今回、かさ上げをしてほしいという要望になったのでしょうか。それとも、資金面で請願することになったのでしょうか。今回の請願は、請願者が自治会だけだったんです。団体間で協議するなら、団体と自治会がセットで請願してくるべきだと思うんです。今回、自治会独自の請願だったから、その辺が理解できなかったです。

川崎経済部次長兼農林水産課長 農林水産課は現地に出向いて、先ほどの事業について御説明しております。地元負担が発生するもの、発生しないものがありますが、実施主体と地元が協議して進めていただくことになります。今回の請願がなぜ自治会から出たのかは把握していません。

中村博行委員 地元の新聞にも出ていましたが、高齢化の中、地元の方がとても苦勞されて、それでも困難であったと。現地を見ると、もう人力では

無理だと理解できるんです。多面的機能支払交付金事業でやるほうが圧倒的にいいと思うんです。「保全会からこういう事業をすれば、地元の負担なく事業に取り組める」ということが自治会の方にしっかり通じているのか、その辺りはどうでしょう。

川崎経済部次長兼農林水産課長 自治会は小規模土地改良事業と多面的機能支払交付金事業について理解しておられます。

中村博行委員 理解しておられるというお話でしたが、現地視察で聞き取った中では、「地元負担がないように」という前提でお話しされていたと思うんです。そうすると、小規模土地改良事業は30%の地元負担がある。そして、多面的機能支払交付金事業は国、県、市の負担が100%で、地元、市民の負担はない。これがしっかり通じていないんじゃないかという気がするんです。（「通じている」と呼ぶ者あり）地元負担ゼロでできる事業を保全会から上げてもらえるように自治会と保全会が協議されたら、話が通じるんじゃないかと思うんですけど、その辺の状況はいかがですか。

多田農林水産課参与 令和元年から同じような事業に取り組んでくる中で、同じような形の説明を幾度となく繰り返しております。保全会と関連自治会に御説明して、「よく調整してください」とお願いしています。今回、この請願が出たことは、受付日より大分後になって農林水産課に来たんです。それを見て、いろいろ情報を集める中で、保全会と自治会と話したときに、自治会は一気に整備してほしいと。それに対して、保全会は5年間の実施計画を立てており、その中に新たな事業として、取り込む案件ですよ。けどももとの実施計画にかさ上げが必要なのかという事案自体が練り込まれていない。それを練り込もうとしたときに、保全会からは進捗がよく分かったということでした。保全会は共同活動の中で地元の方と一緒に活動する案件もあるんです。その話合いの中で保全会の代表者と自治会の代表者が話をして、この案件を上げたときに、

一気に進捗しないため、折り合いがつかないと。その論議が深められたかどうかは確認できておりませんが、一気に進捗しないことから、こういう請願を出されたのかと。推測ではありますが、明らかにそういう点はあると思います。したがって、中村委員が言われた件につきましては、浸透した上でのものだと理解しております。

中村博行委員 結局、折り合いがつかないがあるんでしょう。多面的機能支払交付金事業ですが、保全会が計画的に行っているということは承知しています。しかし、地元としては一気にやってもらいたい。多面的機能支払交付金事業は5年ぐらいの事業計画でされていると思うんですけど、その事業計画を改めて、寝太郎用水路の擁壁^{よう}のかさ上げに回すということ自体は可能だと思うんですけど、その辺の折り合いがつかないと推察されているということですね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 委員がおっしゃるとおり、調整がついていないと思っております。

中村博行委員 非常に難しい案件だと思うんですが、地元としてはなるべく負担がないほうがいいが、見合った事業は見当たらないということだと思うんです。少し視点を変えて、用水路の北側の壁面には道路があって、高くなっているんです。しかし、南側の住宅があるほうは1メートルぐらい低いので、越水します。例えば、災害復旧関係の事業で対応できなかったのでしょうか。越水して、住宅のほうにかなりの水が行って、その南側に一本道路があるんですけども、そこがかなり低くなっているんです。浸水して、道路と水路の区別がつかなくなるせいで、過去に小学生が水路に落ちて、救急車で運ばれたことがあるというお話でした。それはもう災害だと思うんです。越水して、その下の畑は全部水没して、家にもかなりのところまで水が行って、南側の家では排水関係が全く機能しないという状況があったそうですが、災害関係の事業で対応はできないんですか。

山崎農林水産課技監 災害復旧であれば、原形復旧が原則になります。委員がおっしゃられたことも災害であると思いますが、復旧事業は原形復旧が原則になるので、断面を元のとおり確保、復旧し直すということになります。越水したからかさ上げするのは別の事業になると思います。

中村博行委員 原形復旧ということは、元の高さに戻すことがあっても、それ以上にかさ上げる事業はないという理解でいいですね。

山崎農林水産課技監 そのとおりです。

森山喜久委員 小規模土地改良事業と多面的機能支払交付金事業には、それぞれ年度ごとの補助金の上限額があると思いますが、いかがでしょうか。

本多農林水産課耕地係長 小規模土地改良事業で用水路の場合であれば、上限額は200万円です。多面的機能支払交付金は各保全会によって対象とする農地が違うため、金額も違います。令和2年度時点での保全会の長寿命化は130万円程度が可能となっております。これは田んぼの面積などが変われば変動します。

森山喜久委員 多面的機能支払交付金について、農地の面積によって変動があるのは分かりました。毎年出せても130万円ということによろしいですか。

本多農林水産課耕地係長 そのとおりです。

森山喜久委員 要望の55メートル部分と180メートル部分を130万円ずつで行うとしても、一気に行うことができず、複数年にわたって行わざるを得ない。長寿命化分のお金を全てつぎ込んだとしても、何年も掛かるという理解でよろしいですか。

本多農林水産課耕地係長 そのとおりです。補足ですが、長寿命化で対応する場合は5か年の計画を立てております。保全会が地域を指定して整備をしていきますが、整備区域は寝太郎用水路だけではなく、その他の取水ゲートやU字溝などもあります。また、多面的機能支払交付金事業は農業用施設を整備するための事業です。厚狭寝太郎地域の用排水路は兼用となっている場所が多いので、自治会の構成員に手伝ってもらおう作業があり、こういった事業に該当します。

森山喜久委員 今の話では複数年にわたって行うということですが、「国や県の事業を使って、かさ上げを一気に行う方法がないのか」が請願の趣旨の一つだと思います。今すぐ答えるのは難しいかもしれませんが、中四国農政局や県の農業整備部から情報収集して、地元と協議したり、資料を提供したりすることは可能ですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 可能です。

中村博行委員 現地に市道ののり面がありました。市道にはのり面も含まれると思うんですが、土木課で何か手当てができませんか。

泉本土木課長 ここは寝太郎水路の堤体と考えています。河川なども含めて堤防部分の場合、上の道路として使う部分だけに市道としての効用があり、上の部分だけを舗装して、道路管理を行っておるところです。堤体部分には別の管理者がいらっしゃるという認識でおりますので、そちらで手当てしていただきたいと考えております。

矢田松夫委員 市道の維持の関係で自治会が行う草刈りに補助金は出ないんですか。

泉本土木課長 草刈りについては、地元でされており、そちらにお金が出てい

ると聞いておりますので、二重に出ることはありません。また、市道の草刈りは危険部分だけを行いますので、のり面全てを行うものではありません。市道は322キロメートルありますが、市が危険と判断した部分は土木課が草刈りを行っているところです。

矢田松夫委員 私はいつもそこを通りますが、草刈りをしていますね。これは市の補助金が出ていると言われましたが、補助金が出ているということでいいんですね。写真を見ると地元の道普請で草刈りをしていますが、これは補助金があった上でのことなんですね。

泉本土木課長 訂正します。市道の管理ということでの補助金はお出しておりません。

矢田松夫委員 補助金が出ていないですね。自治会長を含めて皆様方が自治会の道普請で、のり面の下まで行くと危ないですから、のり面の途中まで草を刈っておられるのはよく見ます。もう一度整理しますが、保全会と自治会の構成員は同じ人もいるということでもいいですね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 保全会の構成員、寝太郎^{せき}堰土地改良区の構成員、それから地元自治会の方の中には同じ方もいらっしゃると思いますが、全員が一緒ではありません。

矢田松夫委員 先ほどそのように言われましたね。そこでお聞きしますが、保全会の皆さん方は5年間で浚^{しゅんせつ}渌の計画を出したと。地元は今回一気にかさ上げをしてほしいと要望していると。これらの整合性はどうか。先ほど多田参与は、「なぜ地元でよく話をしないのかが不思議だ」と言われました。「三本の矢」という話があるように、一本の矢より三本の矢のほうが強いんだから、なぜ二つの団体が同じように請願を出さないのかと思うんです。あそこの畑は本当につかるんです。また、住宅の風呂場の近くまで水が来たということで、本当に早く何とかしてあげ

なければいけないと思うんです。もし多面的機能支払交付金でやった場合は大体何年掛かるものですか。もし今から申請したらどのくらい掛かるんでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 農林水産課に話があったときには先ほどの事業を提案しておりますが、実際に地元の方がどこまでを求められて、事業費が幾らかは分かりません。それについては、事業費を出した中で多面的機能支払交付金事業がどのくらい充てられるのか、充てられないのか。また、小規模土地改良事業は上限額が200万円で地元負担が3割掛かる中で、事業費によってどのくらいの年数が掛かるかが出てこようかと思えます。

中村博行委員 現地視察で水路を中心に見ましたが、抜本的に変えなければどうしようもない感じがしました。寝太郎堰せきの水路が折れ曲がって、暗渠きよを通っていました。その先には、野田川が北のほうから来ていました。大雨のときに野田川から流れてくる水量がとても多いので、用水路がそこでせき止められる。また、その前の暗渠きよのところでもどうやらせき止められるということでした。ここの水害は抜本的な水路の改善をしないとどうしようもないという気がします。回答が非常に難しいと思えますけれども、どうでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 治水対策ということになると思えます。水路の断面がどうなのか、下流の排水能力はどうなのかなどがありますが、排水については整備されており、現在は機能しておるのかなと思えます。しかし、近年の豪雨は雨量がすごく多いため、この地域ではどこが原因で越水するのかというポイントを絞るのが非常に難しいと思っております。そのため、具体的にどうだとお答えできません。近年の大雨で越水している事実がありますので、機能が低下しているところもあると思えますが、その原因について明確な回答はできません。

中島好人委員 農林水産課としての立場で事業を紹介されましたが、そういう担当課から離れて考えたらどうですか。要するに、難しい事業を使わず、市長権限や部長権限でかさ上げすることできないんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 農林水産課が所管する事業からすると先ほどの二つです。小規模土地改良事業は地元からの要望があれば、現地確認し、採択していきます。多面的機能支払交付金事業であれば、保全会が実施主体なので、市が「ここを優先的に行ってほしい」などとは介入できない事業ですので、そこについては地元にお任せすることになります。市長や部長の権限での実施は不可能とっております。

中村博行委員 地元の方々が土のうを積み上げられているんですが、これは市が原材料を支給されたのか、それとも、地元が全部手当てされているのかをお答えください。

本多農林水産課耕地係長 原材料支給で対応可能と回答しましたが、今回は自治会で準備されたと聞いております。

中岡英二副委員長 大雨による被害が出ていると現地で聞きました。原因が分からないと言われますが、以前、ここにため池があったと聞いております。そこに何か施設を作られたのが原因の一つではないかと聞いたんですが、どうでしょうか。

本多農林水産課耕地係長 新たにため池ができたことは把握しておりません。

中岡英二副委員長 ため池を埋め立てて、太陽光パネルなどを作られたのが原因の一つじゃないかとお聞きしたんですが、どうでしょうか

川崎経済部次長兼農林水産課長 上流の開発が原因であるかは確認できません。

中岡英二副委員長 この請願を読んで一番感じたのは、この寝太郎用水路はいろいろと市に関わっているということです。疏水百選になったり、ふるさと文化遺産になったりです。これは土木課と農林水産課だけの話ではなく、全市を挙げて取り組むものと思います。おそらく、請願者は小規模土木土地改良事業や多面的機能支払交付金は理解しておられると思うんです。ここはそれだけの地域ではないということだと思うんです。現地で災害についても聞きました。雨が降る度に床下浸水したり、風呂に入れなくなったり、これらは生活に密着した災害です。この地域の方が安心、安全に暮らせる方法を全市で考えるべきです。通学路が水につかって、子どもが溝に落ちて、救急車で運ばれたとも聞きました。これは通学路の安全確保の問題でもあると思います。土木課と農林水産課だけで解決できないのであれば、全市的に行うことが大切じゃないかと思います。

泉本土木課長 委員の皆様が言われることは、私どもも十分に痛感しております。しかし、市内全てを見渡したときに、このような事例は多々あります。近年の大雨によって、沖中川でも越水しております。今まででは考えられなかった量の雨による災害があることも実感しております。そのために全てを整備するのは不可能なことです。ですから、私どもはハザードマップを整備して、逃げていただきたいところが分かるようにあらかじめ情報を提供して、逃げていただくことが第一だと思っております。河川整備は床上浸水が毎年起こるなど諸条件を踏まえながら整備を考えていかななくてはなりませんので、この場でここを整備すると決めることは難しいです。また、厚狭川水系については県が3基のポンプを整備していますので、それによって内水の排除ができると思っております。瞬間的に排水できるわけではなく、越水、浸水したときには時間が掛かります。しかし、放っておくよりも早く排水できるので排水機場を整備してもらっております。現在、それ以上のものが難しい中では、やはりハザードマップを活用して逃げていただく、通学路についてもお話は聞いておりますので、通学路を変えていただくなり、学校の休校を早めに決

定していただくかなりの対策を取っていかざるを得ないと思っております。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは請願第1号に対する執行部への質疑を終わります。続いて審査内容2、用水路（通称大河川）川床の原状回復及び侵食防止対策に関する陳情書について、執行部に経過をお聞きします。

泉本土木課長 それでは、大河川の陳情書に関する経緯を御説明します。まず、大河川には市道小正寺・梶線が川横に並列しています。そのことを踏まえて、御説明します。まず、令和2年6月23日に市職員が市道パトロール——市道パトロールは例年、市道約322キロ全てを最低でも一度は行っておりますが、そのパトロール中に陥没を発見しました。発見したときの状況は、陥没の寸法が表面約50センチメートル程度ということでした。陥没は表面よりも下のほうが大きくなっていることがありますので、穴の大きさにかかわらず、その場で確認します。そのときに、構内に大きな穴があいている、幅60センチメートル、延長4メートル、深さ1.6メートル程度の吸出しが起きていたと報告を受けております。ここまでの大きさになれば、職員が対応するのは不可能ですので、同日、対応可能な業者に道路補修を依頼しております。翌日24日に埋め戻し復旧を実施して、26日に補修の管理を見ております。それから、埋め戻しをしましたので、経過観察ということで、土木課が現場に行くときやパトロールのときに確認しています。しかし、令和3年4月に吸出しの原因になっている根継の補修を検討しました。これは吸出しがまだ起こっていると判断したためです。根本的な解決を図るため、次の補修について検討して、非出水期に施工することにしました。そのため、非出水期である11月に向けて、令和3年10月に業者に依頼しております。それから、令和3年11月11日に補修を実施しており、現在は復旧しております。このときに請願者である市道の対岸側にお住まいの方と職員とが話して、橋梁^{りょう}の道台を同時にやってほしいという申出がありました。たまたま、補修業者もいらっしまったので、同時に依頼して、令和

3年11月19日に補修が完成したところです。

藤岡修美委員長 執行部から経緯の説明がありました。ここで委員に質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）陳情書を読むと、土木課や農林水産課に対する不信感があるように思われます。工事自体は陳情者がされており、市に対して「何かをしてほしい」という要望はもうないと思うんですが、今後、行政に対する不信感を持たれることがないように地域の要望に対応していただきたいので、よろしくお願いします。以上で執行部への聞き取りを終わります。ここで若干の休憩を取りたいと思います。2時40分から再開しますので、よろしくお願いします。

午後2時25分 休憩

（執行部 退室）

午後2時40分 再開

藤岡修美委員長 それでは委員会を再開します。執行部から様々な聞き取りを行い、ある程度状況が分かりましたので自由討議を行います。意見がある方は挙手してください。

矢田松夫委員 視察に行って、擁壁をかさ上げしないことで地元住民が被害を受けることが分かりましたので、請願については賛成すべきだと思っております。ただ、もう少し保全会と地元自治会が協議した上で請願を出されたほうが良かったんじゃないかと思いました。それから、①では水路の補修、かさ上げは無理だという回答がありました。②ではできなくはないが、いつになるか分からないとのことでした。この請願が可決した後どうなるかについて、私たちにも重大な責務があると思います。それをどうしていくかは分かりませんが、ひとまず、請願については賛成です。しかしながら、その後のことは議論の余地があるんじゃないかと思います。とすると、全面的に賛成するか、それとも一部採択するか。その辺りを議論していく必要があると思います。

藤岡修美委員長 矢田委員の発言での①は小規模土地改良事業ですね。これによりかさ上げすることは可能です。土木課長が言ったのは、小規模土木事業では対応できないという話でしたので、小規模土地改良事業については対応可能です。

中村博行委員 結局、請願書中の写真①のところが一番被害を受けているということでした。執行部からは二つの事業の紹介があり、地元の方にもしっかりと説明しているということでした。地元の方はなるべく負担がないようにとお考えですので、小規模土地改良事業は望んでおられないと思います。しかし、地元負担がない多面的機能支払交付金は可能性が残っていると思うんです。実施主体は保全会であるので、やはり自治会と保全会がしっかりと良い方向に向かう協議をされたらいかがかと思います。この請願については、現状を見ると、議会として放っておくことはできないと感じました。執行部にはあらゆる補助事業を見つけるように努力してもらい、この件については採択すべきであると思います。そして、その後については、十分に注視が必要というふうに思います。

中島好人委員 事業費が幾ら掛かるから、地元が30%も負担できないと分かる見積りがあればよかったです。何とかしなくてはいけないのは確かなので、採択すべきだと考えます。農林水産課や土木課だけが「この場所だけをできない」と言っていましたが、市の方針である「災害に強いまちづくり」のために市全体で方策を練るべきだと思うんです。ですから、採択された後は担当課がどうこうではなく、市全体で解決していく道を探していただきたい。保全会との協議も当然必要と思いますが、そこで解決しなければ、ほかにどういう方策があるかを市全体で考えるようにしていただきたいと思います。そういうことを、市に投げ掛ける意味でも、この請願を採択して、そういう方向を考えさせるのも議会としての役割だと思います。

藤岡修美委員長 ほかにはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ないようですので、自由討議を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決します。請願第1号野田自治会内寝太郎用水路擁壁の嵩上げに関する請願について、採択に賛成される方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成で請願第1号は採択することと決しました。

中岡英二副委員長 先ほど矢田委員からもありましたが、採択した請願について、執行部に送付し、その後の処理や経過、結果の報告を求めたほうがいいのではないかと思います。どうでしょうか。

藤岡修美委員長 中岡副委員長から、その後の経過の報告等を受けたほうがよいという御意見がありましたが、皆様はいかがですか。

矢田松夫委員 委員会で請願を可決した後の手続を事務局に聞きたいと思います。

島津議会事務局次長 請願が採択されましたら、その旨を執行部に通知することになります。中岡副委員長と矢田委員からお話がありましたが、その結果を求めることについては、会議規則第143条第2項に「採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。」となっておりますので、それを請求することは可能です。

矢田松夫委員 経過観察のような形で、1年後にどうなっているのかなどを委員会で審議していくという取扱いになるんですね。

島津議会事務局次長 産業建設常任委員会の所管事務であるため、所管事務調査で対応することもできますし、先ほど申し上げた規定によりこの請願についての結果を求めることもできます。

藤岡修美委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）事務局から説明がありましたが、採択された本請願の処理の経過と結果を執行部に請求したいと思いますがよろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは、そのように取り扱います。以上で産業建設常任委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午後 3 時 散会

令和 3 年（2021 年）12 月 10 日

産業建設常任委員長 藤 岡 修 美